

総代会について

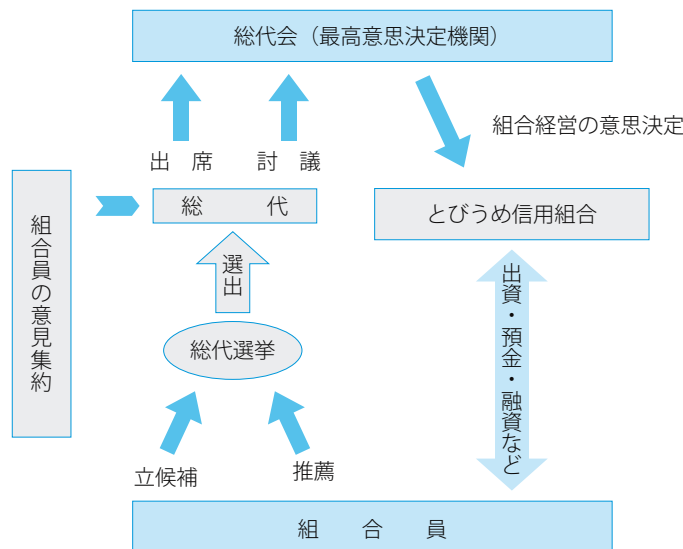
1. 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することが出来ます。

しかし当組合は、組合員22,708名（30年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、利用者アンケート調査や地区総代懇談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代とその選出方法

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員3人以上から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者とし、投票は行っていません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を15の区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、215人以上250人以内で、選挙区（営業店）毎に預金量及び組合員数に応じて定められております。なお、平成30年6月26日現在の総代数は217人です。

3. 第70期 通常総代会の決議事項

平成30年6月26日開催の第70期通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- (1) 報告事項 ● 第70期 事業報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件
- (2) 決議事項 ● 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 平成30年度事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員除名の件
- 第4号議案 合併契約書並びに合併契約書附帯覚書締結承認の件
- 第5号議案 定款変更の件

総代のご紹介

平成30年7月1日現在 217名

選挙区（営業店）	総代数	総 代 氏 名						(敬称略：五十音順)
本店営業部	19	青木 邦夫② 許斐 孝司① 戸次 誠一④ 山崎 良春⑤	一木 繁晴⑤ 小峰 勇治① 松井 勝⑤	伊藤 博城① 中村 輝光⑤ 三嶋 清忠①	上杉 謙三⑤ 中村 久⑤ 宮石 哲典①	児嶋 邦男⑤ 長谷川 成海⑤ 安武 洋⑤	児島 正孝⑤ 古田 寛③ 山崎 喜八⑤	
田主丸営業部	40	生野 馨⑤ 江上 正⑤ 郷原 詔之① 山海 良治② 高野 猛④ 永田 一重⑤ 林田 壽夫③	石井 久利⑤ 大塚 勇⑤ 古賀 順一郎⑤ 重松 秀俊⑤ 高山 邦寿① 中西 章⑤ 久富 理伸①	稲吉 勇嗣⑤ 小川 守彦① 小林 秋峰① 庄島 康博① 高山 日義① 中野 昭剛⑤ 柳 敏郎②	井上 信⑤ 角田 和弘③ 小林 久広④ 園田 泰也④ 立石 和司④ 中野 寛⑤ 横溝 勝義⑤	岩佐 廣行② 熊谷 浩昭① 小林 博文④ 高尾 公隆① 田中 喜久雄⑤ 橋村 芳隆⑤	内山 輝雄③ 倉富 孝⑤ 崎野 徳男① 高尾 勇二① 田中 美喜雄④ 橋本 公輔②	
比良松支店	10	井手 満徳① 重富 繁喜①	梅野 勝則④ 末金 伸幸④	辛川 嘉久馬⑤ 東 義輝①	熊谷 博幸② 丸林 博年④	古賀 常信⑤	櫻木 和信③	
北野支店	10	秋山 浩二② 高山 一浩①	稲益 榮⑤ 谷口 邦博④	鐘江 賢次⑤ 三原 次雄③	黒岩 正拜③ 矢ヶ部 吉雄①	黒岩 泰光③	古賀 明法②	
国分支店	13	青木 廣次⑤ 中尾 定利⑤ 森山 和彦①	緒方 敏宏① 永野 秀孝③	小川 成昭⑤ 永松 雄一郎⑤	執行 龍美① 中村 佳付⑤	立石 市二⑤ 原 一弘⑤	田中 久香① 村井 正寛⑤	
小郡支店	11	江島 三紀男③ 林田 智宏①	小田 定明③ 久光 嘉徳③	嘉賀 一道⑤ 前山 昭一郎③	木村 淳⑤ 森山 正廣⑤	草垣 範光⑤ 矢ヶ部 一則②	筒井 ヒデ子③	
津福支店	7	石橋 秀光④ 綿貫 正⑤	牛嶋 政雄⑤	小西 透④	秦 益人⑤	水町 隆一①	宮原 和文⑤	
菊池支店	20	久保山 廣己③ 田籠 利公④ 人見 和範② 松永 智之②	實藤 俊幸② 千代島 和幸④ 平田 一成⑤ 渡辺 二男②	四ヶ所 好幸⑤ 中隈 利光⑤ 平田 義輝⑤	白石 和雄② 中島 宣光③ 平山 徹③	白石 義治③ 中原 光昭③ 船木 隆①	高野 清隆② 林田 正⑤ 馬田 博之⑤	
粕屋支店	13	青木 善秀① 櫻木 眞五⑤ 山口 久美子②	今井 好行⑤ 立山 大介④	岡部 圭裕① 藤 省斎⑤	小川 豊⑤ 長谷 幸一郎⑤	城戸 隆⑤ 秋尾 浩記②	城戸 則昭⑤ 向井 優幸⑤	
香椎支店	21	相野 裕治② 堺 正吾⑤ 橋本 秀之② 吉村 一雄③	今林 輝行⑤ 貞光 由基⑤ 藤野 庫充⑤ 吉本 清⑤	大浦 正人④ 田代 恒久⑤ 古川 潤⑤ 米澤 精高④	岸田 總一郎⑤ 田代 雅幸⑤ 發田 彦弥④	久保田 彰夫① 玉井 忠義② 安川 哲史⑤	佐伯 毅① 富岡 篤浩② 吉富 昇一郎⑤	
土井支店	13	阿部 和幸③ 柴田 直幸⑤ 前田 将高②	井上 一⑤ 中島 康雅①	今任 昌彦② 南里 武敏②	小山 徹志⑤ 野島 國紘⑤	駒井 重美① 箱田 英孝⑤	坂下 祐一⑤ 平島 秀徳⑤	
和白出張所	6	今林 達哉①	太田 孝弘⑤	川原 輝彦⑤	浜砂 竹久①	林 岩生⑤	安河内 隆史①	
新宮支店	9	足立 悦二③ 持山 宏征⑤	落石 一熊⑤ 安永 正義③	桐島 正継⑤ 吉村 慎一②	富永 仁⑤	西野 俊祐⑤	村田 守一⑤	
雑餉隈支店	14	青柳 誠⑤ 田崎 克敏③ 山田 英紀①	石田 剛⑤ 藤 芳浩⑤ 吉原 貴⑤	日下部 富夫③ 富永 一寿④	古賀 勉③ 廣田 雅好①	後藤 明美⑤ 本村 良哉④	塩塚 良寛④ 山口 昭人⑤	
二日市支店	11	大石 定孝⑤ 砥上 保弘①	小貫 晴美① 中尾 信行①	黒岩 茂喜⑤ 廣川 勝一②	坂本 浩一③ 安岡 孝司③	三條 裕士④ 渡邊 正一⑤	砥上 秀昭③	

(注) 氏名の後に、平成16年11月合併によるとびうめ信用組合発足後の、総代就任回数を記載しています。

当組合の役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払うこととしております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、a) 決定方法、b) 支払手段、c) 決定時期、d) 支払時期などを規程で定めております。

(2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	45,890千円

注1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です（期中に退任した者はありません）。

注2. 上記の内訳は、「報酬」41,490千円、「退職慰勞金」は4,400千円ですが、「賞与」は支払っておりません。「退職慰勞金」は当年度中に支払った退職慰勞金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はありません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 職員の給与、賞与及び退職金は、当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。